

## 骨子案④ 工学的対策等及び実施管理について

## ● 前回検討会での意見等

## 1 測定の実施及び管理について

- (1) 測定の実施責任を明確にするため、作業主任者のような資格者を設けるか、安全衛生推進者等に教育を行うなどの措置が必要である。
- (2) 簡易測定器を使用する測定については、一般の労働者でよいが、それ以外の測定を行う場合は何らかの資格者により行わせるべきである。
- (3) 簡易測定器を使用する測定以外の測定の実施にあたっては、作業環境測定士や作業環境測定機関の活用も図るべきである。

## ● 骨子案④

## 1 粉じん対策に係る計画の策定

ずい道等建設工事を実施しようとするときは、事前に、粉じんの発散を抑制するための粉じん発散源に係る措置、換気装置等による換気の実施、粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、教育の実施、その他必要な事項を内容とする粉じん対策に係る計画を策定すべきである。

## 2 粉じん発生源に係る措置

現行のガイドラインの第3の2に定める事項に加え、骨子③の1の粉じん濃度目標レベルを達成するため、以下の事項をガイドラインに盛り込むべきである。

- (1) コンクリート吹き付け時の粉じん濃度を低減させるため、吹き付けコンクリートへの粉体急結剤、液体急結剤、分割練混ぜ（SEC）等の導入、あらたな吹付機械としてエアレス吹付機械等の導入を図ること。
- (2) より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を図ること。
- (3) また、設計段階において、より粉じん発生量の少ないTBM工法やシールド工法の採用についても検討すること。

## 3 換気装置等による換気の実施等

現行のガイドライン第3の3に定める事項に加え、骨子③の1の粉じん濃度

目標レベルを達成するため、以下の事項をガイドラインに盛り込むべきである。

- (1) より効果的な換気方法である、吸引捕集方式の導入を図ること。
- (2) 新たな換気設備として、局所集じん機、伸縮風管、トラベルカーテン等の導入を図ること。

#### 4 労働衛生教育の実施

労働衛生教育について、以下の事項をガイドラインに盛り込むべきである。

- (1) 事業者は、坑内の特定粉じん作業（粉じん障害防止規則第2条第1項第3号に規定する特定粉じん作業をいう。）に常時従事する者に対し、粉じん作業特別教育（粉じん障害防止規則第22条に基づく教育をいう。）を実施しなければならないこと。また、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者についても、特別教育に準じた教育を行うこと。
- (2) 事業者は、電動ファン付き呼吸用保護具の適切な選択及び使用を図るため、新規入場者に対し、骨子案④の2の要求防護係数を満たす呼吸用保護具の選択及び使用等に関する事項について、教育を行うこと。
- (3) 事業者は、労働者が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合においては、現行のガイドラインの第3の7に掲げる措置を講じた休憩室を坑内に設置すること。

#### 5 測定及びその結果に基づく措置の実施管理

- (1) 粉じん測定及びその結果に基づく措置を適切に実施するため、ずい道等の掘削作業主任者の職務等を以下のとおり改めるべきである。
  - ① ずい道等の掘削作業主任者の職務に、粉じん測定とその結果に基づく作業方法の決定、呼吸用保護具の点検等、呼吸用保護具の使用状況の監視に関する事項を盛り込むこと。
  - ② ずい道等の掘削作業主任者技能講習の範囲に、粉じん測定に関する事項を盛り込み、講習時間を1～2時間程度延長すること。
- (2) 粉じん濃度測定を適切に実施するため、次に掲げる措置をガイドラインに盛り込むべきである。
  - ① 事業者は、粉じん測定を実施する際、ずい道等の掘削作業主任者自ら測定器等を設置（又は労働者に装着）するか、同作業主任者の指揮のもと労働者に行わせること。
  - ② 事業者は、相対濃度指示方法以外の方法による採取試料の分析については、十分な知識及び経験を有する者（第一種作業環境測定士等）に実施させるか、十分な能力を持つ機関（作業環境測定機関等）に委託する

こと。

6 元方事業者が実施する事項

元方事業者は、現行のガイドライン第4に定めるとおり、以下の事項を実施すべきである。

- (1) 粉じん対策に係る計画の調整
- (2) 教育に対する指導及び援助
- (3) 清掃作業日の統一
- (4) 関係請負人に対する技術上の指導等

